

Title	貴種をめぐる狩猟文芸史の展望：「いろいろのみ」論再考
Sub Title	
Author	野谷, 健(Noya, Takeshi)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	2007
Jtitle	三田國文 No.46 (2007. 12) ,p.1- 13
JaLC DOI	10.14991/002.20071200-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-20071200-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

貴種をめぐる狩猟文芸史の展望

―「いろいろのみ」論再考―

野谷 健

はじめに

本稿では、はじめに従来の「いろいろのみ」論を、『源氏物語』研究を中心に展開されてきた近時のいわゆる「王権」論的研究とかかわりから検討をくわえた上で、その既知と未知とをあきらかにする。次に、その問題点を解決するための手法として、貴種をめぐる狩猟文芸史という通時論的視座を導入するところの有効性について論じる。なお紙幅の都合上、本稿は研究展望の提示にとどまることとなるが、その一環として、『古事記』『雄略条』の阿岐豆野神話、および『万葉集』における巻頭歌にあらわれる、王の狩猟というモチーフを題材に検討をおこなう。

狩猟に関する研究は、民俗学・歴史学といった学問分野を中心に展開されてきた。民俗学における古典的なものとしては柳田国男・千葉徳爾らによる一連の基礎的研究があり、近年の史学の分野では榎村寛之・中沢克昭・仁藤敦史・仁藤智子等の研究があげられる。

中でも柳田と千葉による研究は、日本狩猟史を考察する上

で、決して看過することのできない研究業績をのこしている。しかし、たとえば柳田の研究をうけついで千葉による民俗学的なアプローチに関していえば、主として中世の、とりわけ民間伝承としての狩猟神事を研究対象の中心に位置づけ、中世以前の狩猟史に関しては、歴史資料等のすくなさを理由に、なかば放棄するといった立場をとっている。

それに対し、榎村・中沢・仁藤敦史・仁藤智子は史学の分野から、中世のみならず平安初期を中心とした歴代の天皇の行幸と狩猟儀礼にさかのぼり、王権と狩猟儀礼の位相をあきらかにするところを現在もなおつづけている。このころのみは、両者のむすびつきをある一定の水準まであきらかにした点において評価される。ただしこれらの研究は、歴史資料に依拠しすぎるあまり、王の狩猟が行幸の一要素として次第に限定されたものとなつてゆき、制度儀礼化の道をたどる、と以上のように結論づけている。すなわち、平安時代にいたつて王の狩猟要素が減衰してゆくととらえるのが、近年の史学の分野における共通見解といつてよい。ただしこの理解は、王の狩猟において古代（Ⅱ上代／古代前期）から「うけつがれる」要素を等閑視する

ことに他ならず、王をめぐる狩猟史研究に、通時論的視点が断絶することを意味している。

以上のように、現在の狩猟史研究は、そのほとんどが民俗学・史学からのものであるといつてよい。文学とのかかわりにおいては、わずかに二本松泰子・二本松康宏⁽⁸⁾等による研究があるのみで、「貴種」といった観点から、日本狩猟史を体系化・叙述するところみはいまだ存在しない。二本松泰子・二本松康宏は、軍記物語や『曾我物語』を主たる研究対象としており、そのところみは中世文芸研究に資する面がおおきいが、中世における狩猟文芸を、古代以来の「貴種」をめぐる狩猟文芸史上にどのように位置づけるかという視点は欠落している。この点では、前掲の史学の分野における研究と問題点をおなじくするので、通時論的視点を鮮明にうちだした上で、狩猟文芸史を構造化するところみの必要性があるとかんがえる。

本稿では、貴種をめぐる狩猟文芸史の展望を問題とするにあたり、それがどのようにして従来の「いろいろのみ」論研究とむすびつき、かつ有効であるのか、以上のみわたしをもって論じてゆくこととしたい。

一 「いろいろのみ」論から「王権」論へ

——折口以降の研究史概観——

折口信夫によって提出された「いろいろのみ」論⁽⁹⁾は、特に『源氏』研究においてひきつがれ、研究史上におおきな足跡をのこすこととなった。それがいわゆる「王権」論的研究である。

物語研究に「王権」論の視点を次第に媒介するようになった

のは、およそ昭和四十年代からであるとされるが、中でも『源氏』研究は、もともと研究史上に「王権」論的視点がふくまれていた。その代表的な例が、折口の「いろいろのみ」論である。「いろいろのみ」論とは、『源氏』に關していえば光源氏の「いろいろのみ」を、古代帝王のもっている権能の系譜に位置づけ、古代王権の側から説明をくわえるところみであった。

この視点をふまえた上で、『源氏』における「王権」について比較的是やい段階で説明をこころみたのが、西郷信綱⁽¹⁰⁾や益田勝実⁽¹¹⁾といった「歴史社会学派」であった。その成果を継承・批判しつつ、七十年代から八十年代にかけての「物語研究会」を中心としたテキスト論というおおまかながれを指摘することができる。

その中で、『源氏』における「王権」論的研究において、精力的な議論を展開したのが、河添房江・小嶋菜温子・高橋亨⁽¹²⁾・日向一雅⁽¹³⁾・深沢三千男⁽¹⁴⁾等である。そのうち、テキスト論の中に位置づけられたジェンダー論やカルチュラル・スタディーズといった諸方法をへて、現在の『源氏』研究は混沌とした研究動向の中にある。そして「王権」論は、「いろいろのみ」論とともにほとんどかえりみられることがなくなっているのが現状である⁽¹⁵⁾。

『源氏』における「王権」論的研究の昨今の衰微にいたる背景には、許多の問題点を指摘することができる。たとえば、それを展開した論者たちによって、「王権」の概念規定がまちまちであり、今日にいたるまで曖昧さをぬぐえなかった点⁽¹⁶⁾、もしくは『源氏』テキストにおける「王権」概念を安易にジェンダ

ーの問題とむすびつけすぎたといった点をあげることができ
る。

後者の「王権」論的研究がジェンダーの問題とむすびついて
いった背景として、松井健児は、「王権」の問題をつきつめて
いくことにより、やがて「権力構造そのもの、あるいは権力の
発生基盤そのものの、より普遍的な解明へと関心が移行するの
は、当然の帰結であった」とし、さらにはその必然性につい
て、九十年代における時代情況の観点からも考察をくわえて
いる。⁽¹⁹⁾

如上の指摘に付言すれば、そもそも「王権」なる概念には、
古代原始以来の氏族・家族の問題から端を発して、政治的要素
が色濃く投影している。つまり、『源氏』における「王権」論
的研究とは、第一・二部（特に第一部）の物語中において王に
擬せられる源氏に対し、王の独占的な権能を投影させたものに
他ならない。また、『源氏』テキスト自体が男権の確立をめぐ
る物語という側面をもっているが故に、「王権」論的研究は必
然的にジェンダー論へとむすびついていったのだと理解でき
る。

ここでふたたび「いろいろのみ」論自体に目をうつせば、とく
に「王権」論的研究が盛況をきわめる以前において、折口以降
も「いろいろのみ」の概念や術語自体は頻繁に議論の俎上にのせ
られ、深化していったことは無視できない。しかし、『源氏』
研究を中心に、「王権」論的研究が注目をあびるようになると、
折口のいうところの古代英雄たちのもつ「いろいろのみ」の要
素、つまりは「いろいろのみ」論の根幹にあたる部分が次第に看

過されるようになってゆく。そもそも「いろいろのみ」論を標榜
している論者の中にも、折口のいうところの「いろいろのみ」論
そのものではなく、あくまでその部分的な概念の援用をおこな
い、さらには主観的な解釈をくわえている論者もすくなくない。
たとえば、鈴木日出男が問題とする「いろいろのみ」論は、
折口のそれとはことなる位相をしめしている。⁽²⁰⁾

先ほど言及した「いろいろのみ」論から派生した「王権」論的
研究もまた、この点と決して無関係ではありえず、古代英雄た
ちのもつ「いろいろのみ」の要素からしばしば乖離したままに、
『源氏』テキストにおける源氏の色恋や結婚が、源氏による
「王権」という名の権力をいかに確立しえたかという点に、焦
点がひきしぼられすぎているといわざるをえない。ただし、こ
れらの背景には、「いろいろのみ」論をはじめとする折口学特有
の実証性の困難さを克服するために、意図的にレトリック論と
して変形させた⁽²¹⁾という理解もあり、「王権」論的視点を媒介さ
せることによって、特に第一部における『源氏』テキストのよ
みを大幅に更新させたという功績は、今もなお評価されてよ
い。

しかし、古代英雄の時代から連綿とうけつがれる、王の「い
ろごのみ」の権能という観点から、文芸史上に『源氏』テクス
トをどのように位置づけるかといった視点の欠如は、今後の
「いろいろのみ」論、および「王権」論的研究におけるきわめて
おおきな問題点であると論者はかんがえる。

論者は如上の問題意識のもとに、折口以来の「いろいろのみ」
論を正面からうけつぎつつも、あらためて「王権」論的研究と

はことなつた視角を提示したい。それが従来の「いろいろのみ」論とのかかわりの中で、貴種をめぐる狩獵文芸史という通時論的視座を導入するところみである。

二 貴種をめぐる狩獵文芸史の展望

——折口学説の再検討——

折口の「いろいろのみ」論は、西村亨をはじめとする折口学の継承者たちによつて整理、そして深化されてきた。⁽²²⁾そして、「いろいろのみ」論自体のもつ実証性の困難さといった点をのぞけば、一見して論としてはすでに完結している印象をもつことだろう。⁽²³⁾

しかし、折口をはじめとする先行研究においてもいまだ論じられていない課題が、「いろいろのみ」論自体に内包していると論者はかんがえる。それは、「いろいろのみ」論を形成する諸要素のひとつにあげられる、王の結婚形態という問題である。くりかえしになるが、折口・西村等は古代物語から『源氏』にいたる文芸史のながれの中で、王の「いろいろのみ」が主題のひとつを形成し、そしてうけつがれている点を指摘した。論者も大枠ではその立場をおなじくしつつも、従来の「いろいろのみ」論は、記・紀を中心とした古代文芸テクストに登場する貴種たちの「いろいろのみ」的要素と、『源氏』における源氏のそれとを、無意識のうちに均質なものととしてとらえる点に、問題点がみえかくれているようにおもわれる。

結論から先にのべてしまえば、おなじく「いろいろのみ」の英雄をかたる文芸として、記・紀や『源氏』テクストをとらえる

ことはできようが、その「いろいろのみ」的要素、先ほどのべた王の結婚形態に焦点をあててみてゆくと、『源氏』にいたってあきらかな変質がみてとれる。

王の結婚形態に着目するとはどういうことか。それは、つままぎ譚に代表される「外征型いろいろのみ」と、女性を一箇所にあつめるといふ「集権型いろいろのみ」との二つを区別して論じることである。そのことは、「いろいろのみ」の王をかたる物語等において、その舞台となる場所や空間的構造に着目することによつてあきらかとなる。

前者の例としては、記・紀における、倭建命の美夜受比売との物語、あるいは雄略天皇の赤猪子説話等が代表的である。これらの王の結婚をめぐる物語は、やはりつままぎ譚をとまなつてかたられる記事に集中している。

以上の点をふまえた上で後者について言及することとする。後者の「集権型いろいろのみ」という要素が、記・紀等に比し、よりクローズアップされた形でかたられるのが『源氏』テクストである。この点は、記・紀における貴種たちのつままぎ譚、つまり「外征型いろいろのみ」の要素と比較することにより、あらためて「いろいろのみ」の文芸としての『源氏』テクストの特殊性があらかとなる。

『源氏』テクストにおいて、「集権型いろいろのみ」というモチーフが物語の主題のひとつとして全面におしだされてくる最大の要因は、六条院の存在である。いうまでもなく、六条院はいわゆる須磨流離をへたのち、「少女」巻で造営が完了し、以降の物語において中心の舞台をしめることとなる。そして、その

六条院の造宮が完了したことにともない、源氏が紫の上をはじめとする女君たちを一箇所にあつめたという記述がみえる。⁽²³⁾このことから『源氏』にいたって、物語の主題のひとつとして全面におしだされた形での「集権型いろいろのみ」をあらたにみいだすことができるのである。

以上のようににはなはだおおまかではあるが、記・紀から『源氏』テキストにいたる貴種の結婚形態の変化を指摘したが、記・紀にみられるように、「いろいろのみ」の根幹ないし始発は「外征型いろいろのみ」、つまり拡散的性格を有していたのであって、『源氏』における源氏にみられる「集権型いろいろのみ」とはあきらかにその性格を異にする。しかし、先ほど問題点を指摘したように、折口・西村をはじめとするおおくの論者によって、両者を区別することなく論じられてきた点は、とりもなおさず、今後の「いろいろのみ」論をめぐる研究課題のひとつであるとかんがえる。

この課題を本稿でとりあげるにあたり、論者は「いろいろのみ」の貴種たちの狩獵場面に着目し、検討することが必要であるとかんがえる。実際に文芸史をひもといてゆくと、記・紀等をはじめ、いたるところで「いろいろのみ」の貴種たちの狩獵場面が散見する。一方『源氏』においては、源氏自身が実際に狩獵行為そのものをおこなう場面はみえず、源氏が関与する狩獵場面もまた、それ以前の文芸テキストに比し、ほとんどえがかれることはない。⁽²⁵⁾

如上の観点から、本稿では「いろいろのみ」の英雄をかたる文芸史という折口以来の見解にもとづきつつも、それに貴種の狩

獵記事とをかさねあわせることで、あらたな視角を提示したい。

三 『古事記』『雄略条』における狩獵記事をめぐって

——「いろいろのみ」論とのかかわりから①——

本章と次章では、『古事記』と『万葉集』における雄略伝承を題材に、貴種の狩獵場面を検討してゆくこととする。ではなぜ、本稿において雄略の狩獵場面を検討材料とするのか。この点について、最初にのべておく必要がある。

雄略は、「いろいろのみ」の王者であると同時に、それをかたる神話中に、多くの狩獵場面をふくむ王のひとりでもある。雄略は、別名ワカタケル大王とも称され、神話的印象が強く、記・紀以外においてもよくかたられる天皇であり、たとえば初代天皇とされる神武、第十代天皇崇神とおなじく、大和の始祖として神話的にとらえられている。⁽²⁶⁾雄略は他の土地を征服し、つよい力を発揮することで王となり、そのことがワカタケルという名とむすびついているとかんがえられる。

ワカは複合的な意味の言葉で、ワカ＝ワケで、物がわかれてあらたな靈力がうみだされることをさし、この点は、八幡等の若宮や賀茂の別雷神、大足彦忍代別尊（＝景行）・稚足彦尊（＝成務）・菅田別彦（＝応神）といった神名・大王名からもみてとれる。よって、それはアラ（アラタシ／アラシ）（＝新／荒）と通じ、あらあらしい性格をもつという意味である。⁽²⁷⁾上記の点から、ワカ＝ワケルは強大な力をもつた名であり、そ

ここに支配の神話がむすびついていたことがわかる。

また、人々が雄略を「徳有します天皇なり」（『日本書紀』雄略天皇〔四年二月〕とたたえた記述からも理解されるように、「徳」とは、「いきほひ威・勢」のある者に対する讃辞であった。そして、実際に記・紀における雄略像をみてゆくと、その征服神話がしばしば狩猟というモチーフであられ、同時に求婚譚を豊富にもつ、「いろごのみ」の王者としてかたられている点を確認しておきたい。

そして、貴種にとつての狩猟が古代においていかなる意味をもっていたのかを顕著に示すのが、『古事記』『雄略条』においてかたられる阿岐豆野神話である。

天皇、吉野宮に幸行しし時に、吉野川の浜に、童女有り。其の形姿、美麗し。故、是の童女に婚ひて、宮に還り坐しき。

後に、更に亦、吉野に幸行しし時に、其の童女が其処に遇へるを留めて、大御呉床を立てて、其の御呉床に坐して、御琴を弾きて、其の嬢子に儼を為しめき。爾くして、其の嬢子が好く儼ひしに因りて、御歌を作りき。其の歌に曰はく、

胡呉居の 神の御手もち 弾く琴に 儼する女 常世にもがも

即ち、阿岐豆野に幸して、御駕せし時に、天皇、御呉床に坐しき。爾くして、蛇、御腕を咋ひしに、即ち蜻蛉、来て、其の蛇を咋ひて飛びき。是に、御歌を作りき。其の歌に曰はく、

み吉野の 小室が岳に 猪鹿伏すと 誰そ 大前に奏す
やすみしし 我が大君の 猪鹿待つと 呉床に坐し
白袴の 袖着そなふ 手舦に 蛇掻き着き 其の
蛇を 蜻蛉早咋ひ 斯くの如 名に負はむと そらみつ
倭の国を 蜻蛉島とふ

故、其の時より、其の野を号けて阿岐豆野と謂ふ。

（『古事記』下巻・雄略天皇）

まず、本神話では「いろごのみ」の王として、そして狩猟をおこなう王としての雄略の二面性が同時にかたられている点に注目したい。「いろごのみ」の概念に関しては折口がすでに指摘しているように、その土地の信仰の代表である女性（巫女）をえることであり、一方古代における狩猟とは、その対象となる獲物の捕獲とともに、その土地の精霊を摂取するという信仰的背景を有していたのだった。つまり古代における「いろごのみ」と狩猟とは、貴種がその土地の「国魂」をえて、クニを征服・支配するという点において符合するのである。

上記の点をふまえつつ、「野」で狩猟がおこなわれている点にも着目したい。「阿岐豆野」はその名からみてとれるように、「野」であつて、雄略は境界たる「野」にはいり、「山」の精霊を摂取するという構造を有している。

そして、歌謡部分に「倭の国を 蜻蛉島とふ」と、地名起源譚の形をとっている点からもあきらかなように、本神話は典型的な神話の形式にのつとつてゐる。すなわち、大和の別名としての「蜻蛉島」をかたる神話としての性格も有しており、このことは、「吉野」をめぐる地域神話が雄略のみの神話ではなく、

大和全体の神話、つまり国家神話に統合されていったことをものがたっている。「蜻蛉島」とは、元来「秋つ島」の意であり、その神話化の過程で、アキツが蜻蛉のアキツにむすびつけられたのであろう。その結果がしめされているのがこの神話であり、吉野の「蜻蛉島」が、大和全体にとって神聖な場所であるということの意味しているのである。如上の位相をしめす本王権神話が、雄略の狩獵記事とむすびつけられていることの意味はきわめておおきいといえるだろう。

次に、王たる雄略が「御獵」の際も、貴種をしめす場所である「御呉床」からうごかない点に注目したい。つまり、雄略自身が狩獵行為そのものをおこなっているわけではないのである。「狩」という言葉自体、「駆」や「驅」ともあらわされるように、物をはやくうごかすことであり、相手をうごかすというのが本質なのであった。この点に関しては、和歌における歌題のひとつである「照射」もまた、狩獵の本質をよくあらわしている。⁽³⁴⁾ 狩獵の一形態である「鷹狩」も、鷹にうごく獲物をとらせ、自分ほうごかない。また西郷が、『粉河寺縁起』にえがかれる紀伊国那賀郡の相伴孔子古が、谷間の立木に「踞木」をもうけて鹿をうかがっている場面から、本神話における「猪鹿待つと 呉床に坐し」の句は、「イザリ木の上で獸を待ち受けるという獵法をその下地に行っている」と指摘している点も参考になる。以上のことから、狩獵の本質は相手（＝獲物）をうごかすことであって、かならずしも自身が直接狩獵行為そのものをおこなう必要はないという点が理解される。

また、この神話では、狩獵の際に中心となっている場所が、

乙女の舞をみるための場所としても設定されている。実際に、狩獵場面と乙女の舞は一連のながれの中でかたられ、そもそも祭りの場の「棧敷」と「御呉床」は起源を一にするものなのである。⁽³⁶⁾ この点からも、「いろいろのみ」の王であり、そして狩獵をおこなう王でもある雄略が同時にかたられている点がいっそう鮮明となる。

ここであらためて「いろいろのみ」の王をかたる神話として本神話をみてゆくと、「是の童女に婚ひて」とあるように、雄略が吉野川のほとりの乙女と聖婚をとげたことがわかる。⁽³⁷⁾ 雄略神話にはつままぎ譚を豊富にふくむ点についてすでに指摘したが、そのうち「水の女」、つまり水辺の聖なる乙女を妻問いする伝承が二つ存在し、一つは引田部の赤猪子の話であり、もう一つがこの吉野の乙女の話なのである。その土地の信仰・習俗を管理・代表する女性、すなわちその典型である「水の女」と聖婚をはたすことこそが、「いろいろのみ」の原義であった。つまり「水の女」とは、その土地の伝統をひきついでいる女性に他ならず、本神話において、乙女が舞をまう女としてかたられている点があらためて理解されよう。

古代における狩獵が、その土地の精霊を摂取する行為であるとかんがえられていた点についてはすでに指摘した。一方古代における「いろいろのみ」とは、その土地の信仰の代表である女性を与えることに他ならなかった。すなわち、天皇がその土地を征服し、支配することは、信仰的にはその土地の「国魂」を我が身につけることだとかんがえられており、狩獵によって捕獲した獲物にやどる精霊も、「いろいろのみ」によってえる女性

（「信仰」も、「その土地の」国魂」の概念でとらえることができる。そして信仰の上では、王がそれらを支配するのは至極当然なのであった。

つまり、古代における狩猟とは、土地の獲物にやどる精霊をかりたて・発動させ、それを自分ができることに他ならず、「いろごのみ」の概念で説明されるように、その土地の女が王をむかえるように、獲物もまた大王をむかえるために自分からむかってくるのかんがえられていたのである。そのことを端的にしめすのが、雄略が乙女の舞をみる際、かつ狩猟をおこなう際に、「御具床」からうごかないという記述である。

以上みてきたように、古代における「いろごのみ」と狩猟とが、土地の「国魂」をえて、王がクニを征服する神話の中で互いにむすびつきながら機能している点が理解される。

四 『万葉集』巻頭歌をめぐって

——「いろごのみ」論とのかかりから②——

前章では、『古事記』『雄略条』の阿岐豆野神話における狩猟記事を検討し、貴種たる雄略の「いろごのみ」と狩猟場面とが同時にかたられて点、ならびに両者は、「国魂」を支配・吸収するという点で、その構造をおなじくする点を指摘した。本章では、如上の点をふまえつつ、『万葉集』巻頭歌である伝雄略歌の検討をおこなう。

泊瀬朝倉宮に天の下治めたまひし天皇の代大泊瀬稚武天皇

天皇の御製歌

籠もよ み籠持ち ふくしもよ みぶくし持ち この岡に

菜摘ます兒 家告らせ 名告らさね そらみつ 大和の国
は おしなべて 我こそ居れ しきなべて 我こそいませ
我こそば 告らめ 家をも名をも（『万葉集』巻第一・雑歌・1）

本歌は、雄略が土地の娘に求婚する歌であり、ふるくは春の若菜摘みの際にうたわれたものであるとかんがえられる。そして、乙女が野の草をつみとり、雄略が王の名の下にそれによびかける（「求婚する」という構造を有している。ただし、ここでの乙女は単なるそれではない。その点について桜井満は、以下のように指摘している。

大和朝廷における若菜摘みの場合は、大和の六つの御県にあったとみてよいであろう。そうして、若菜摘みの歌は、六つの御県に伝承されたものだったに違いない。すなわち、「菜摘ます子」は、六つの御県の女刀禰であり、土地を代表して皇御孫の命に御前奉るおとめである。それは采女の前身で、日の神と日の皇子である天皇に仕える巫女だったということになる。／要するに、天皇が妻覓ぎをするという伝承は、天皇が天津神の資格に立ち、土地の霊を代表する巫女と聖婚する神事の場のものであったのだ。³⁹⁾

つまり、本歌における菜摘みの女性性は「土地の霊を代表する巫女」に他ならないのであり、本歌も雄略の「聖婚」をかたるとして理解される。これらの行為は、まさに大王のそれに他ならないのであった。

一方この歌が「雑歌」として『万葉集』に収録されているこ

との意義について、かつて折口は、歴史的な重要性をもっているもの、すなわち宮廷詞としての意義をもつものだとし、『万葉集』の本体とみるべきもので、もつとも大切なものとしてあつかわれたと説明した⁽⁴⁰⁾。よって、この歌がその「雑歌」として『万葉集』の冒頭に位置することの意味はきわめておおいといえるであろう。

次に、植物である「菜」に注目したい。前章で検討した阿岐豆野神話では、狩猟の具体相はかならずしも明示されていないが、記・紀等の古代文芸テクストにおける多くの狩猟記事からかんがみるに、「獸狩り」が想定される。それに対して本歌では、「菜」という植物の採集がひとつのモチーフを形成している。すなわち、前章でのべた狩猟の定義でとらえかえれば、乙女の「若菜摘み」という行為は「獸」と「菜」の相違はあつても、「菜」という形であらわれた土地の精霊を摂取する行為に他ならない。

上記の点にくわえて、本歌では雄略が、「菜摘ます兎」を「いろごのみ」の権能によつて自らの手におさめることで、同時に「若菜」という形であらわれたその土地の精霊をも自らのものとする、という構造が看取できる。いわば「獸狩り」に対して、二重構造が指摘できるのである。前章の阿岐豆野神話でみられたごとく、本歌もいかにも雄略らしい、一種の狩猟のモチーフをともなつた形でかたられている点は大変示唆的であろう。

「菜」の問題について付言すれば、前章では獲物（＝「獸」）、つまり精霊をかりたてての行為としての狩猟について言及した

が、よりマクロな視点で狩猟という行為の全体をみわたせば、「かりたてなくてもよいもの」としての（「広義」狩猟）の対象として、そのひとつがこの歌にみえる「菜」に代表される植物であるとかんがえられる。

「菜」に代表される草（＝植物）は、いわば時の進行とともににはえてくるものであつて、「獸狩り」等のように対象をかりたてずとも精霊が発動する存在なのである。そして、この歌における雄略のように、菜をつむ女性をえることで、その「国魂」をおさめるといった構造は、王者による時間の管理という要素とも密接にむすびつくものである。「時間」という言葉を、「自然の力」とおきかえてもよいだろう。⁽⁴³⁾

如上の点から、本章で検討した菜摘みの女性に対する雄略の求婚歌は、前章で検討した狩猟（＝「獸狩り」）とはことなる位相をしめしつつも、「（広義）狩猟」要素を指摘することができる。またこの歌の背後においても、前章で検討した阿岐豆野神話とおなじく、「いろごのみ」の王者たる雄略によるつままぎ譚が指定されている点、つまり「外征型いろごのみ」が前提となつている点から、本歌もまた「いろごのみ」の王のふるい形が反映されていると理解できよう。

おわりに

以上、本稿では雄略伝承を中心に、古代物語の中の貴種たる英雄（＝主人公）の行為・権能としての、直接的もしくは間接主宰的な（「広義」狩猟）の問題を検討した。それは、折口以来の「いろごのみ」論と近時の「王権」論的研究とを、土地・

人の呪的・霊能的支配の観点で統一しつつ、物語の基本機制に位置づけ、物語史の展開の具体に即して確認するところみの一環でもある。

貴種をめぐる狩獵文芸史上における『源氏』テクストの位置づけに関しては、わずかにふれる程度にとどまったが、論者は、『源氏』が古代帝王以来の「いろいろの」の権能を正面からとりあげた文芸として、また貴種をめぐる狩獵文芸としての観点からかんがみても、ひとつのメルクマールであり、また転換点をしめしているというみわたしをもっている。〈外征型いろいろのみ〉から〈集権型いろいろのみ〉への変貌を、『源氏』テクストの具体（特に「〔広義〕狩獵」の問題）に即してあきらかにすることの重要性については本稿においてもたびたび言及したが、くわしくは別稿を参照されたい。⁽⁴⁾

本稿は、古代物語のみならず、以降の中世文芸にいたる貴種をめぐる狩獵文芸を日本文芸史上に位置づけるための、ささやかな前提でもある。

注

- (1) 柳田国男「後狩詞記」(『柳田国男全集』第一巻、筑摩書房、一九九、初出一九〇九)。
- (2) 千葉徳爾『狩獵伝承研究』(風間書房、一九六九)、同『狩獵伝承』(法政大学出版局、一九七五)等。
- (3) 榎村寛之「野行幸の成立―古代の王権儀礼としての狩獵の変質―」(『ヒストリア』第一四一号、一九九三・十二)。
- (4) 中沢克昭「中世の武力と城郭」(吉川弘文館、一九九九)等。
- (5) 仁藤敦史「古代王権と都城」(吉川弘文館、一九九八)、同『古代

王権と官僚制」(臨川書店、二〇〇〇)。

(6) 仁藤淳子『平安初期の王権と官僚制』(吉川弘文館、二〇〇〇)。

(7) 二本松泰子「金刀比羅本『平治物語』の―背景―鶴飼の頼朝救助説話をめぐって」(『伝承文学研究』第五一号、二〇〇一・三)等。

(8) 二本松康宏「曾我物語と狩り」(村上美登志編『曾我物語の作品宇宙』(国文学解釈と鑑賞)別冊、至文堂、二〇〇三)等。

(9) 全集に収録されているもので、特に『源氏』について言及しているものを以下にかかげる。折口信夫「日本の創意―源氏物語を知らぬ人々に寄す」(『伝統・小説・愛情』(折口信夫全集刊行会編『折口信夫全集』十五、中央公論社、一九九六a、初出一九四四頃、草稿/一九四八・一)、同『源氏物語』(同『折口信夫全集』十六、中央公論社、一九九六b、初出一九五・一)、同『源氏物語における男女両主人公』(前掲書、一九九六a、初出一九五・九)、同『源氏物語研究』(同『折口信夫全集』別巻三、中央公論新社、一九九九、初出一九五・九、十)、同「人間としての光源氏」(前掲書、一九九六a、初出一九五四・一)。なお、折口の「いろいろのみ」論の概念、およびその変遷をおさえる上で、西村亨「いろいろのみ」(同編『折口信夫事典』増補版、大修館書店、一九九八、初出一九八八)が簡便である。

(10) 西郷信綱『日本古代文学史』(岩波現代文庫・学術、二〇〇五、初出一九五二)等。

(11) 益田勝実「日知りの裔の物語―『源氏物語』の発端の構造―」(鈴木日出男ほか編『益田勝実の仕事』二、ちくま学芸文庫、二〇〇六、初出一九五九・三、一九六六・十二)等。

(12) 河添房江『源氏物語の喩と王権』(有精堂出版、一九九五)のちに増補版として、同『源氏物語表現史 喩と王権の位相』(翰林書房、一九九八)がある。

(13) 小嶋菜温子『源氏物語批評』(有精堂出版、一九九五)、同『源氏物語の性と生誕 王朝文化史論』(立教大学出版会、二〇〇四)。

(14) 高橋亨『色』のみの文学と王権―源氏物語の世界へ―(叢書・

日本の文学十二、新興社、一九九〇。

- (15) 日向一雅『源氏物語の王権と流離』（新典社研究叢書三十一、一九八九）、同『源氏物語の準拠と話型』（明治大学人文科学研究所叢書、至文堂、一九九九）。

- (16) 深沢三千男「光源氏像の形成 序説」（『源氏物語の形成』桜楓社、一九七二）。

- (17) たとえば、まぎれもなく「王権」論的研究をリードしてきたひとりである河添の近著（同『源氏物語時空論』東京大学出版会、二〇〇五）では、「王権」論自体にはまったく言及がなされていない。むしろ、カルチュラル・スタディーズのとの関連性を指摘できる構成となっている。この点は、『源氏』研究の現在を如実に反映しているといえるのではないか。

- (18) たとえば、最高の権力をあらわすはずの「王権」とは別に「皇権」なる術語をたてるか否かという議論等があげられる。この問題に関しては、後掲注(19)松井論文等を参照。

- (19) 松井健児「王権・性差・身体（物語研究会編『源氏物語をへ読む』新物語研究四、若草書房、一九九六）。なお、以上の論考は『源氏』研究における「王権」論以後の研究史をおさえる上で、大変参考になる。

- (20) 鈴木日出男『源氏物語』の構造は、「ただし、ここでいうへいろごみの美徳とは、右の折口説きながらではない。英雄と巫女という限定された関係にとどまらず、相手の女の魂深くに訴えかけてそれを惹きつけてやまない男のすぐれた力、ぐらいいが想定される」（『源氏物語虚構論』東京大学出版会、二〇〇三、初出一九八七）とのべているが、ここに鈴木の立場がよくあらわれている。折口と鈴木との「へいろごみ」論に対する決定的な相違点は、古代帝王のもつ「へいろごみ」という「権能」の系譜に源氏を位置づけるかどうかにある。鈴木は、あくまで源氏の「へいろごみ」の徳を個人の問題として位置づける。

- (21) 高橋は、前掲注(14)の「あとがき」で、自身の立場を「折口信夫の『へいろごみ』論を、王権論という開かれた視点を媒介にしてデ

イスコントラクション（脱構築）し、レトリック論としての道を探った」と説明している。

- (22) 論者の「へいろごみ」論に対する理解は、折口以外に西村の一連の論考にそのおおくをよっている。代表的なものを以下にかかげる。前掲注(9)西村論文他、同『新考王朝恋詞の研究』（桜楓社、一九八一）、同「折口名彙としての『へいろごみ』」（『折口名彙と折口字』桜楓社、一九八五、初出一九八五・七）、同「知られざる源氏物語」（『講談社学術文庫、二〇〇五、初出一九九六）、同『王朝びとの恋』（大修館書店、二〇〇三）等。

- (23) 本章以降前提とする「へいろごみ」論は、前章で言及した鈴木による「へいろごみ」論ではなく、折口をはじめ、西村等に代表されるそれをさす。

- (24) 「大殿、静かなる御住みひを、同じくは広く見どころありて、ここかしこにておぼつかなき山里人をも集へ住ません」の御心にて、六条京極のわたりに、中宮の御旧き宮のほとりを、四町を占めて造らせたまふ」（少女③七十六）等の記述を参照。

- (25) 『源氏』テキストにおいて、源氏と「（広義）狩猟」要素とのむすびつきをみとめられる場面が、「松風」「常夏」「藤裏集」の巻々といった、第一部の後半、すなわち源氏が須磨流離をへて、潜在王権を確立するとされる巻々に集中している点が指摘できる。この点については、拙稿「狩猟王としての光源氏——『へいろごみ』論とのかわりから」（『物語研究』第八号、二〇〇八・三）で詳述した。

- (26) 西郷「神武天皇」（『古事記研究』復刊、未来社、二〇〇二、初出一九六七・二、三）は、神武・崇神の両天皇がともにハツクニシラスメラミコトと呼ばれることに対し、神武を「神話の先祖」であったとする。記・紀において、神武は神武東征に代表される天皇になるまでの話、崇神は天皇になって何をおこなったかがたられる。つまり、ひとりのハツクニシラスメラミコトの話を神武と崇神にわけるという操作がおこなわれたことをしめしているとする。

- (27) 西郷「古事記注釈」第六巻（ちくま学芸文庫、二〇〇六、初出一九八八）等を参照。また、折口「わかしとおゆ」と（折口信夫全集

刊行会編『折口信夫全集』十二、中央公論社、一九九六、初出一九〇八・六）は、この点に関連して「ワカ」の語についての語根論を展開している。

(28) 武藤武美「物語の最後の王―雄略天皇論」『物語の最後の王―日本古代文学の精神史―』平凡社選書一五〇、一九九四、初出一九八八・十二、一九八九・一。

(29) 前掲注(9)折口論文のうち、特に同「源氏物語」を参照。

(30) この点に関連した王の支配の問題について、折口「郷土と神社および郷土芸術」は、「日本の国で最も著しく考えられるのは、土地に一つの強い精神があったことである。神道のことばでいえば国魂の信仰である。たとえていえば、大和の国の国魂、武蔵の国の国魂というふうには、国々に魂があると考えたのである。〔中略〕国々の神は、魂とも神ともつかない状態の神が充滿しているのである。〔中略〕この国魂の神の威力を自分の身体にもつことが、その国を治める権力を得ることになるのである。〔中略〕信仰のうえからいうとつまり、日本国中のあらゆる階級、土地、家の魂が、みな天皇陛下の聖躬に納まっているのである。だから、それらのすべてを支配なさる威力をおもちになれるわけなのだ」〔折口博士記念古代研究所編『折口信夫全集 ノート編 第六巻 中央公論社 一九七二、初出一九三二〕とのべている。

(31) 「野」の問題に関して古橋信孝「野」は、「野が異郷あるいは異郷とこの世が接触する特殊な空間であったからである。その意味では、野が狩りの場であったのも、神あるいは神の使いである鳥獣があらわれる場所、人と神が接触する場所であったとかんがえるべきである」〔同編「ことばの古代生活誌」河出書房新社、一九八九〕とのべている。

(32) 大野晋ほか編『岩波古語辞典』補訂版（岩波書店、一九九〇、初出一九七四）は、「あきづしま」について「日本の異称」とするが、元来は「あき／つ／しま」であった点もあわせてかんがえるべきであろう。「秋」は「稲作の収穫期」〔同書〕をしめし、転じて「収穫。みのり」〔同書〕をさす語となったと理解される。つまり、「特

別な時、ならびにそれによつてしめされる年」といった意味から、「アキツ」は呪術的・祝意をこめたいいかえ（メタファー）としての地名であるとかんがえられる。

(33) 「類聚名義抄」を参照。

(34) 渡辺晴美「照射」は、「夏の夜など、山中で篝火を焚き、また火串に松明をともし、その明かりで鹿をおびき寄せて、鹿の目に火が映つて光るのを目標に弓矢で射る狩のこと」（久保田淳ほか編『歌ことば歌枕大辞典』角川書店、一九九九）と説明する。この点に関しては、今後の検討課題としたい。

(35) 西郷「古事記注釈」第八巻（ちくま学芸文庫、二〇〇六、初出一九九九）。

(36) 折口「棧敷の古い形」〔折口信夫全集刊行会編『折口信夫全集』六、中央公論社、一九九九、初出一九一八・九〕等を参照。また折口「水の女」〔折口信夫全集刊行会編『折口信夫全集』二、中央公論社、一九九五、初出一九二七・九、一九二八・一〕は、「棧敷」と「棚機」の関連についてものべており、この点から雄略の「いろいろのみ」をかたる阿岐豆野神話の中に、「棧敷」と起源を一にする「御具床」が登場する点が理解できる。

(37) 吉野の乙女というモチーフは、雄略の阿岐豆野神話以降も文芸史にうけつがれることとなり、五節の舞の起源譚や、さらに時代はくだった能の「二人静」等にもみとれる。

(38) 「水の女」の概念に関しては、前掲注(36)折口「水の女」等を参照。

(39) 桜井満「巻頭歌の意義―儀礼と神話の間―」〔桜井満著作集〕第三巻、おうふう、二〇〇〇、初出一九八二）。

(40) 折口「万葉集の研究―一首の形態論として―」〔折口信夫全集刊行会編『折口信夫全集』六、中央公論社、一九九五、初出一九三九）。

(41) 折口「歌謡を中心とした王朝の文学」〔折口信夫全集刊行会編『折口信夫全集』二十三、中央公論社、一九九七、初出一九五〇）。

(42) 本稿における「獣狩り」とは、猪や鹿を対象とした狩猟をさす。

記・紀以降の文芸史上において、狩猟における具体相が「獣狩り」から次第に「鷹狩」にとつてかわつてゆくとなる。この傾向は、『伊勢物語』や『源氏』といった王朝物語において「層顕著となる。ただし、〈廃王〉をめぐる狩猟伝承においては、王朝期以降も「獣狩り」がたびたび登場する点や、鎌倉王権成立以降、「巻狩」という形で「獣狩り」が文芸モチーフとして復活をとげる点等、興味深い点がおおく存在する。この点についても今後の検討課題としたい。

(43) この問題は、大嘗祭や新嘗祭において、初穂をおさめるという行為が、つまりは王者による季節支配を意味し、またその土地の支配の確認といった要素とも密接にかかわるものであるということとは、今さら指摘するまでもないだろう。

(44) 前掲注(25)拙稿。

〔底本〕『源氏物語』『日本書紀』『古事記』『万葉集』『新編日本古典文学全集』『類聚名義抄』|| 風間書房版。なお『源氏物語』に関しては、巻名・巻数・頁数をしめた。

※人名・書名・雑誌名は、おおむね通行字体にしたがった。